

# 平成30年度 群馬県立西邑楽高等学校 部活動方針

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、協調性や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

強化指定部においては、心身を鍛えるとともにスポーツに関する知識・技能を広く学び、心技体のバランスのとれたスポーツアスリートとして競技力向上を目指す。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

#### 【運動部】

- ①硬式野球 ②陸上競技 ③サッカー ④男子バスケットボール ⑤女子バスケットボール  
⑥女子バレーボール ⑦卓球 ⑧ソフトテニス ⑨バドミントン ⑩ダンス ⑪テニス  
⑫レスリング ⑬カヌー

※強化指定部：硬式野球、陸上競技、サッカー、カヌー  
女子バレーボール、バドミントン、レスリング

#### 【文化部】

- ①音楽 ②科学 ③写真 ④華道 ⑤茶道 ⑥美術 ⑦吹奏楽  
⑧イラストレーション ⑨演劇

#### 【同好会】

- ①書道 ②JRC同好会 ③映画

### (2) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- 原則週1日以上以上の休養日を設定する。  
※大会参加等によりやむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。  
※各部は年間計画、月間計画を作成し計画的・合理的に活動する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ①に準ずる。
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 強化指定部においては競技力向上のため各部の状況に応じて集中して強化する期間を設けることもあるが、回復のための休養日を適切に設ける。
- 詳細は各部の活動計画による。

#### ③ 活動時間

- 合理的かつ効果的・効率的な活動を行い、平日は原則2時間程度で練習を終える。強化指定部においては平日は原則3時間程度で練習を終えることとするが、各部の状況や種目の特性に応じた適切な時間でおこなうこととする。ただし長時間練習による弊害を考慮すること。
- 学校の休業日（土・日祝日等）は、大会参加や練習試合の場合を除き原則3時間程度で活動を終える。強化指定部においては各部の状況や種目の特性に応じて活動するが、長時間練習による弊害を考慮すること。

#### ④ 朝練習

- 放課後の練習時間が十分に取れる日は原則として行わない。
- 強化指定部は各部の活動状況に応じて行なうことができる。
- 朝練習を行う場合は1時間以内とする。

#### ⑤ 定期テスト期間の活動

- 定期テスト1週間前からテスト終了までは原則活動を禁止する。
- 大会前など特別な場合には学校長の許可のもと活動することができる。ただし学習面への影響を考慮し原則1時間程度とする。
- 強化指定部においても上記に準ずるが、学習への影響が大きくなるよう配慮した上で活動することもある。

## 3 経費

各部において必要に応じて部費を徴収する場合もある。金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し年度末に会計報告をする。監査は保護者代表が行う。

## 4 参加する大会等の精選

参加する大会等は、各部の状況により生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮し、参加する大会等を精選する。

## 5 部活動検討委員会について

本校の部活動検討委員会は、学校評議員会が兼任する。委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて意見を聞き、必要に応じて改善策等を提案してもらう機会とする。